

## 新型コロナウイルス対策の紹介2

新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)の流行により、企業経営は大きな影響を受けています。本稿では、前号に引き続き、主に国等が示している新型コロナウイルスに係る経済対策について紹介します。

新型コロナウイルスの流行により、東京オリンピックも1年程度の延期が決定されました。依然として流行の終息時期が見えず、景気の不透明感が増しています。前号では融資による資金繰り支援をご紹介しましたが、本稿では国等によるその他の支援策の一部をご紹介します。

なお、各相談窓口には多くの相談が寄せられている状況です。施策の利用をお考えの方は、ギリギリまで待たずに、できるだけ早めに担当窓口へアクセスしていただくか、当事務所までご相談ください。

### ■雇用調整助成金・新型コロナウイルス感染症特例(厚生労働省)

雇用調整助成金とは、一定の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的な雇用調整(休業、教育訓練、出向)を実施することで雇用の維持をした場合に助成されるものです。雇用保険適用事業所の事業主であることや、労使間の協定により休業等を実施すること等の支給要件があります。

現在、新型コロナウイルス感染症による「追加特例」を実施しており、主な内容は以下の通りです。

- ・休業等の初日が令和2年1月24日～令和2年7月23日である場合に適用
- ・雇用保険被保険者として継続雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象
- ・過去に雇用調整助成金を受給した事業主でも、本特例による受給が可能
- ・休業等計画届の事後提出が令和2年5月31日まで可能
- ・事業所設置後1年未満の事業主も助成対象(令和元年12月実績は必要)

助成内容は以下の通りです(厚生労働省パンフレットより引用)。

助成内容と受給できる金額	助成率(大企業)	助成率(中小企業)
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成(率) ※対象労働者1人1日当たり8,330円上限です。(令和2年3月1日現在) ※助成額は、前年度の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額等から算定される平均賃金額に休業手当支払率を掛け、1日当たりの助成額単価を求めます。	1/2	2/3
教育訓練を実施したときの加算(額)	1人1日当たり1,200円	
支給限度日数	1年間で100日	

その他、詳細については最寄りの労働局助成金相談窓口や社会保険労務士にご相談ください。当事務所において社会保険労務士のご紹介も可能です。

URL: [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

### ■新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金(事業者向け・厚生労働省)

一定の小学生等(※)の世話を保護者として行うことが必要になった労働者に対して、事業主が年次有給休暇とは別途の有給休暇(賃金全額支給)を取得させた場合に、その賃金相当額(全額、ただし1日1人当たり8,330円上限)を助成するものです。詳細は以下のURLをご確認ください。

URL: [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10059.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10059.html)

※新型コロナウイルス感染症対応のため臨時休校等した小学生等や、新型コロナウイルス感染・感染のおそれがある小学生等

### ■緊急小口資金・総合支援資金の特例(個人向け・厚生労働省)

新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等を理由として一時的な資金が必要になった方へ、緊急の貸付を実施するものです。特例措置によって貸付利子が無利子になるほか、据置期間が1年以内等になります。

一般の生活福祉資金の対象者は低所得世帯(住民税非課税等)でしたが、特例措置では「新型コロナウイルスの影響を受け休業等・失業等により収入の減少・生活に困窮している」といった形で対象者を拡大しています。

休業された方向け(緊急小口資金)	失業された方等向け(総合支援資金)
<p>緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。</p> <p>■対象者 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯 ※従前の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。</p> <p>■貸付上限額 ・10万円以内 (学校等の休業等の特例20万円以内) ※従前の10万円以内とする取扱を拡大。</p> <p>■据置期間 1年以内 ※従前の2月以内とする取扱を拡大。</p> <p>■償還期限 2年以内 ※従前の12月以内とする取扱を拡大。</p> <p>■貸付利子・保証人 無利子・不要</p> <p>■申込先 市区町村社会福祉協議会</p>	<p>生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。</p> <p>■対象者 新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯 ※従前の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。</p> <p>■貸付上限額 ・(2人以上)月20万円以内 ・(単身)月15万円以内 貸付期間:原則3月以内</p> <p>■据置期間 1年以内 ※従前の6月以内とする取扱を拡大。</p> <p>■償還期限 10年以内</p> <p>■貸付利子・保証人 無利子・不要 ※従来、保証人ありの場合は無利子。なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。</p> <p>■申込先 市区町村社会福祉協議会</p>

(社会福祉法人 社会福祉協議会WEBサイトより転載)

URL: <https://www.shakyo.or.jp/coronavirus/shikin20200324.pdf>

<発行元・お問い合わせ先>